

災害時における保健活動体制強化事業

北多摩北部保健医療圏

実施年度	開始 令和元年度 終了 令和3年度
背景	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災（平成23年）以降も、熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）等の大規模地震が起きている。 近年の異常気象により、台風や大雨による自然災害も頻発している。（平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月西日本豪雨、令和元年10月台風19号等） 多摩小平保健所においては平成30年度に災害時活動マニュアル（初動期編）を改訂しているが、災害対策に関する職員一人ひとりの意識や必要な知識の周知徹底を図り、いついかなる時に災害が起きたとしても、迅速かつ的確に対応できるよう常に体制を整えておく必要がある。（災害時の情報収集・分析、各市との連絡調整・支援、応援要請等）
目標	<p>災害時に備え、保健所内の体制を整備・強化するとともに、各市における災害時保健活動の体制整備について必要な支援を行う（切れ目のない持続可能な支援体制の整備）。</p> <p>①保健所内の体制整備・強化（平成30年度から令和2年度まで） ②各市における体制整備支援（令和元年度から令和3年度まで）</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 多摩小平保健所災害時活動マニュアル（中長期編）の策定 災害時に備えた平常時からの取組状況把握、課題と対応策の整理（令和元年度） 対応策の実践、課題解決（令和2年度） 災害時活動に必要な物品等の準備 必要物品等の抽出（令和元年度）、選定、購入（令和2年度から3年度） 所内訓練の実施 災害対策本部立ち上げ訓練（令和元年度） 各市における災害時保健活動の体制整備支援 各市の状況把握（令和元年度） 新型コロナウイルス感染症流行期における災害時避難所対応等について（令和2年度から3年度） 災害発生時における市と保健所との連携連絡体制表の作成（令和3年度） 市町村等支援研修の実施 発災後72時間以降の保健医療活動の準備（令和元年度） どんな時も市民の健康を守る！ ～新型コロナウイルス感染症と災害対策を考える～（令和2年度） どんな時も市民の健康を守る！Part2 コロナ禍での災害対策～第6波に備え今できること～（令和3年度）
評価	<p>災害時においては、保健所と各市との連携が不可欠なことから、保健所内の体制整備・強化と各市の体制整備支援の二本立てで事業を展開した。</p> <p>保健所内の体制整備・強化については、災害時に備えた平常時からの取組状況を把握し、課題と対応策を整理するとともに、災害時に備えた必要な物品等を購入。</p> <p>各市における体制整備支援については、新型コロナウイルス感染症流行拡大期に備え、避難所等における感染症対策について、各市健康主管課及び防災主管課等関係職員に対し研修を行った。また、災害時に保健所と市が確実に連絡を取り合い、迅速に連携できるよう、合わせて平時において担当間で連携協力方法を事前に調整・確認するため、「災害発生時における市と保健所との連携連絡体制表」を保健所と市で作成し、取り交した。</p>
問合せ先	<p>多摩小平保健所 企画調整課 企画調整担当</p> <p>電話 042-450-3111</p> <p>ファクシミリ 042-450-3261</p> <p>E-mail S0000351@section.metro.tokyo.jp</p>

災害時における保健活動体制強化事業

1 事業背景

平成 23 年の東日本大震災以降も、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の北海道胆振東部地震等の大規模地震が起きている。また、地球温暖化の影響による近年の異常気象により、台風や大雨による自然災害も頻発している（平成 29 年 7 月：九州北部豪雨、平成 30 年 7 月：西日本豪雨、令和元年 10 月：台風 19 号等）。

多摩小平保健所においては、平成 30 年度に「災害時活動マニュアル（初動期編）」を改訂しているが、災害対策に関する職員一人ひとりの意識向上や必要な防災知識の周知徹底を図り、いついかなる時に災害が起きたとしても、迅速かつ的確に対応できるよう常に体制を整えておく必要がある。（災害時の情報収集・分析、各市との連絡調整・支援、応援要請等）

2 事業目標

災害時に備え、保健所内の体制を整備・強化するとともに、各市における災害時保健活動の体制整備について必要な支援を行い、切れ目のない持続可能な支援体制の整備を目標とする。

災害時においては、保健所と各市との連携が不可欠なことから、以下の 2 つの項目を柱として、事業を展開した。

- ①保健所内の体制整備・強化（平成 30 年度から令和 3 年度まで）
- ②各市における体制整備支援（令和元年度から令和 3 年度まで）

3 事業内容

（1）保健所内の体制整備・強化

ア 多摩小平保健所災害時活動マニュアル（中長期編）の策定

令和元年度、平成 25 年度に保健政策部で作成した「災害時における保健所活動マニュアル（暫定版）」を基に、災害時に備えた平常時からの取組状況把握、課題と対応策の整理を行った。しかし、災害時活動マニュアル（中長期編）の作成については、DHEAT など保健所業務の新たな整理・動向を踏まえた保健政策部策定のマニュアル（暫定版）の改訂を待つてから行うこととなった。

そのため令和 2 年度から 3 年度では、元年度に整理したものを基に、担当ごとに対応策を実践した。また令和 3 年度が各市地域防災計画の改訂年ということもあり、所内幹部会や課長代理会を利用し、各担当部署の意見を集約し、保健所としての意見を各市に提出し、各市地域防災計画に反映させてもらった。

イ 災害時活動に必要な物品等の準備

非常用自家発電機について、72 時間まで耐え得るよう更新整備を行った。
また、災害時活動に必要な物品等の準備を行うべく令和 3 年度に購入した。

ウ 所内訓練の実施

第一配備職員を対象に、初動体制についての説明会を実施、講義だけでなく、庁内を回り、登庁時に必要な作業等の確認を行った。また、第一配備職員以外の職員に対しても、

発災時の初動訓練の概要及び災害時の行動や心構えを周知徹底した。

(2) 各市における体制整備支援

新型コロナウイルス感染症に係る避難所対応体制の構築

ア 避難所における新型コロナウイルス感染症対応に関する情報提供

令和2年度、避難所における新型コロナウイルス感染症対応に関する国、都、他団体等からの通知、マニュアル、先駆的取組事例などの情報提供を行ったが、令和3年度になり通知、マニュアル等が更新されているため、再度情報を集約し、各市に情報提供を行った。

イ 市町村支援研修「災害対策強化」の実施

令和2年度に引き続き令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症流行期における避難所等の感染症対応について、各市防災主管課、健康主管課職員を対象に、下記のとおり、市町村支援研修を実施した。

市町村支援研修(災害対策編)「災害対策強化」(会場:多摩小平保健所 講堂)

どんな時も市民の健康を守る！Part2

コロナ禍での災害対策～第6波に備え今できること～

【日 時】令和3年12月3日(金曜日)午後1時30分から午後4時30分まで

【場 所】東京都多摩小平保健所 講堂

【対 象】北多摩北部保健医療圏 各市健康主管課、防災主管課、関係各課

【内容等】

- (1) テーマ：新型コロナウイルス感染症に関して「第6波に備えて！」
内 容：新型コロナウイルス感染症の基礎的知識
ワクチン及び治療方法、国及び東京都の動向等について
講 師：東京都多摩小平保健所長 山下公平(医師)
- (2) テーマ：新型コロナウイルスにおける感染症対策
内 容：新型コロナウイルス感染症発生状況、保健所における新型コロナウイルス感染症対応の実際
講 師：東京都多摩小平保健所地域保健推進担当課長 早田紀子(保健師)
- (3) テーマ：感染症対策における換気と消毒
内 容：避難所等の感染対策としての換気方法、消毒方法について
講 師：東京都多摩小平保健所生活環境安全課主任 川上祥太郎
(環境衛生担当)
- (4) 意見交換(グループワーク)
避難所における感染症対策に関する各市の取組や課題等について

※参加者 59名



ウ 「災害発生時における市と保健所との連携連絡体制表」の作成

大規模災害発生時においては、圏域各市と保健所との連携協力が不可欠であり、平時からの準備を進めておくことが必要となる。災害時に確実に連絡を取り合い、市と保健所が迅速に連携できるようにするとともに、平時において担当間で連携協力方法を事前に調整・確認することが必要である。

そのため、課題別地域保健医療推進プラン（令和元年度から令和3年度までの3か年事業）の最終年次である令和3年度は、「災害発生時における市と保健所との連携連絡体制表」（以下「災害時連絡体制表」という。）を保健所と市で作成し、取り交わすこととした。

①災害時の保健所業務の整理

災害時連絡体制表作成にあたり、単純に市の窓口の連絡先を調査するのではなく、保健所の災害時の業務と連携協力が必要な各市部署を特定するとともに、市側に保健所の災害業務について内容を理解してもらう必要があることから、まず所内で災害時の保健所業務の整理をすることとなった。

保健所業務の整理では、「東京都地域防災計画」、「災害時における保健所活動マニュアル（暫定版）」、各担当の持つ災害時マニュアル等を参考に、所内課長代理会等を活用し、市に提示できる災害時の保健所業務の整理を行った。

②災害時連絡体制表の作成

上記で整理した災害時の保健所業務に、保健所の担当、平時の連絡先及び緊急時の連絡方法を記載した保健所版の災害時連絡体制表を作成し、各市に提示した。また、保健所版の災害時連絡体制表に対応して各市が担当部署、業務内容、連絡先等を記載できるよう、市版の災害時連絡体制表のシートを作成し、圏域各市へ災害時連絡体制表の作成依頼を行った。

できあがった災害時連絡体制表は、保健所と圏域各市で共有し、定期的に見直すこととした。

多摩小平保健所 災害時連絡体制表

東京都多摩小平保健所 災害時連絡体制表

令和3年9月22日現在

業務区分	主な業務内容	担当部署	連絡手段	防災無線
総合対策 市及び局との連絡調整 支援計画の策定 他	・各種情報収集 ・市内の体制整備 ・局及び市との連絡調整	企画調整課企画調整担当 内線231		
医療救護活動 地域災害医療コーディネーターの支援 市医療活動の支援	・地域災害医療コーディネーターとの連絡調整 ・市、医師会との連絡調整	企画調整課保健医療担当 内線274		
保健活動 市保健活動の支援 防疫	・市が実施する保健活動の活動支援 ・市が実施する避難者等の健康相談の支援 ・市の応援要請に基づき応援保健師等の派遣を(局と)要請 ・市の要請に基づき、避難所等の精神保健相談等の支援を(局と)調整 ・市の要請に基づき、支援者(難病、人工呼吸器)の救護、搬送等の支援調整 ・市の防疫活動の支援、指導 ・避難所等における感染症集団発生時の疫学調査等 ・一、二類等感染症患者の入院医療機関の確保等 ・市の衛生管理対策を支援、指導	保健対策課地域保健担当 内線293,450 保健対策課感染症対策担当 内線276 (環境衛生担当、食品衛生担当等含む)		
保健栄養活動 保健活動(栄養関係) 特定給食施設等への支援 炊き出し等への指導	・市等から応援要請に基づき、管理栄養士等の派遣等を(局と)調整 ・市管理栄養士等への技術的支援、指導	生活環境安全課保健栄養担当 内線245	電話 042-450-3111(所代表) FAX 042-450-3261	85181
食品の安全確保 避難所、食品集積所への指導	・都と合同で「食品衛生指導班」を編成し、食品の安全確保 市と調整し、避難所、食品集積所への指導 市と協力し、避難住民への食品の衛生的な取扱いを指導 ・食中毒発生時対応 避難所管理者である市と協力して健康調査を実施 原因究明、当該食品の排除指導等、市民への情報提供	生活環境安全課食品衛生担当 内線260,263	携帯電話 [REDACTED] 衛星電話 [REDACTED]	85180(FAX)
環境衛生の確保 避難所等の飲料水の安全確保 避難所等の環境衛生指導	・都と合同で「環境衛生指導班」を編成し、飲料水等の安全確保及び避難所等環境衛生指導 飲料水の塩素による消毒の確認 飲料水の消毒方法、残留塩素の確認方法の指導 避難所における衛生管理について助言、指導 (室内環境、寝具類、入浴施設、トイレ、ごみ保管所等)	生活環境安全課環境衛生担当 内線250,252		
業事衛生対策 医薬品確保支援 業事関連施設対策 毒劇物対策	・市、薬剤師会との連絡調整 ・業事関連施設の被災状況を把握、必要な情報を住民へ提供 ・毒劇物取扱事業者への指導	生活環境安全課業事指導担当 内線240		
放射性物質対策 Ri漏えい対策	・局と協力し「Ri管理測定班」を編成、警察、消防等と協力し放射線障害の防止に努める	保健対策課保健対策担当(放射線担当)内線270 企画調整課保健医療担当 内線274		

圏域各市 災害時連絡体制表

〇〇市 災害時連絡体制表

令和3年 月 日現在

業務区分(保健所担当部署)	担当部署 (災害体制時の班名)	主な業務内容	連絡手段		
			電話番号(代表・内線又は直通)	非常時連絡用携帯電話 衛生携帯電話等	防災無線
1 総合対策(企画調整課企画調整担当) 市及び局との連絡調整 支援計画の策定 他					
2 医療救護活動(企画調整課保健医療担当) 地域災害医療コーディネーターの支援 市医療活動の支援					
3 保健活動 市保健活動の支援(保健対策課保健対策担当) ・保健活動全般 ・受援窓口 ・在宅難病患者 ・ハイリスク母子、医療的ケア児、重心 (0123母子には、0123妊産婦、未熟児、乳幼児の小児慢性を含む) ・在宅人工呼吸器使用者 (在宅人工呼吸器の電源確保が別組織対応の場合は別記) ・こころのケア、精神科医療 (対象者が、子ども・高齢者・職員で別れる場合は別記) 防疫 感染症関係(保健対策課感染症担当) (食中毒(生活環境安全課食品衛生担当)) (環境・消毒(生活環境安全課環境衛生担当))					
4 保健栄養活動(生活環境安全課保健栄養担当) 保健活動(栄養関係) 特定給食施設等への支援 炊き出し等への指導					
5 食品の安全確保(生活環境安全課食品衛生担当) 避難所への指導 食品集積所への指導					
6 環境衛生の確保(生活環境安全課環境衛生担当) 避難所等の飲料水の安全確保 避難所等の環境衛生指導					
7 業事衛生対策(生活環境安全課業事指導担当) 医薬品確保支援 業事関連施設対策 毒劇物対策					
8 放射性物質対策 Ri漏えい対策 (保健対策課保健対策担当・放射線担当・企画調整課保健医療担当)					

③今後の活用

取り交した災害時連絡体制表を基に、災害時に保健所と圏域各市が協力連携する必要があるが、そのためには、平時に保健所と市が災害時の準備について話し合い、連携内容について事前調整しておくことが重要である。課題別地域保健医療推進プランは令和3年度が最終年次であるが、今後、災害時連絡体制表を活用し、保健所、各市の担当部署同士が連絡を取り合い、災害時の業務内容を共有し、具体的な連携方法について整理することを行っていく。

4 評価

「災害時における保健活動体制強化事業」では、災害時に備え、保健所内の体制を整備・強化するとともに、各市における災害時保健活動の体制整備について必要な支援を行うことを目的に、3か年事業を行ってきた。途中、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、方向性や内容の修正を行いながら、実施することを余儀なくされ、当初計画していた目標を十分に達成できなかった。

一方で、令和2年度に作成した圏域ルール「新型コロナウイルス感染症流行期における災害時避難所対応について」は、都内でも先んじて圏域各市と内容を調整し、その年の台風シーズンに間に合うようルールを策定し実践したため、いち早く新型コロナウイルス感染症患者の災害時の安全確保を実践することができた。災害時避難所対応の様式類は、当保健所ホームページにも掲載したため、他圏域や都外からも問合せを受けた。

災害対策は3か年事業で終わりではなく、あくまで課題別地域保健医療推進プランで行った事業を契機に、災害時に万全の体制で対応できる体制づくりを継続して行う必要がある。そのためにも、令和3年度に作成した「災害発生時における市と保健所との連携連絡体制表」を基に、各市との連携体制を確実なものとするとともに、早期に、「多摩小平保健所災害時活動マニュアル（中長期編）」を策定し、災害に備える必要がある。